

入札監理小委員会 第 6 3 7 回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第637回入札監理小委員会議事次第

日 時：令和3年9月17日（金）14：21～16：50

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開会

2. 実施要項（案）の審議

○独立行政法人都市再生機構のUR-NETの運用支援等に関する業務

○旅行安全情報共有プラットフォームの保守・運用（観光庁）

○情報システムの総括運用監理支援業務委託

（独立行政法人日本芸術文化振興会）

3. 事業評価（案）の審議

○独立行政法人製品評価技術基盤機構共通基盤情報システム運用監理業務

4. 閉会

<出席者>

（委 員）

関野主査、小尾副主査、井熊専門委員、大山専門委員、柏木専門委員

（独立行政法人都市再生機構）

総務部 情報システム課 井戸田課長

前田担当課長

山本主幹

（観光庁）

参事官（旅行振興） 神村課長補佐

小関係員

（独立行政法人日本芸術文化振興会）

総務企画部 情報推進課 田畑課長

平賀課長補佐

総務企画部 契約課 亀田課長

伊崎課長補佐

(独立行政法人製品評価技術基盤機構)

企画管理部 情報システム課 工藤課長

企画管理部 財務・会計課 熊谷専門官

バイオテクノロジーセンター 市原バイオデジタル分析官

(事務局)

長瀬参事官、飯村企画官

(独立行政法人都市再生機構入室)

○事務局 それでは、ただいまから第637回入札監理小委員会を開催いたします。

初めに、「独立行政法人都市再生機構のUR-NE T運用支援等に関する業務」の実施要項（案）について、独立行政法人都市再生機構総務部情報システム課、井戸田課長より御説明をお願いしたいと思います。

○井戸田課長 ただいま御紹介いただきました独立行政法人都市再生機構の総務部情報システム課で課長をしております井戸田と申します。よろしくお願い申し上げます。

本日は、入札監理小委員会の皆様に、当機構のUR-NE Tの運用支援等に関する業務の実施要項（案）につきまして、御説明、御審議のお時間をいただきまして誠にありがとうございます。

初めに、本業務の対象となるUR-NE Tシステムの概要について御説明し、その後、実施要項（案）について御説明をさせていただきます。

本日御審議いただきますUR-NE Tの運用支援等に関する業務でございますが、対象となるUR-NE Tシステムは、役職員が業務を遂行していくための電子メール、ファイルサーバー等のグループウェアに加え、当機構内で稼働するURの業務用基幹システムの共通プラットフォームとしての役割を持つシステムとなっております。システムの規模としては、約140台のサーバーで構成されており、利用者数は役職員等約8,000人、全国の約1,000拠点で利用されております。

1点目の運用支援業務は、現行の契約では履行場所が江東区にある情報システムセンターとなっており、主な業務内容として運用支援における管理作業、サーバーシステム等稼働維持業務、セキュリティ対策管理業務、障害解決支援業務、UR-NE T運用に係る技術支援業務、その他付帯する業務がございます。

2点目のヘルプデスク業務は、現行の契約では履行場所が本社となっており、問合せ対応のほか、ノウハウの蓄積、ハードウェア保守依頼、FAQの作成、利用者向け情報発信、エスカレーションといった業務を行っております。

以上が、UR-NE Tの運用支援等に関する業務の内容となります。

要項（案）の御説明に入る前に、1点、補足の説明をさせていただきますが、運用支援等業務の対象となるUR-NE Tシステムは、現在、システムの更改のため、機器の入替え及びクラウド利用を伴うシステム更新作業を行っており、令和3年10月から一部稼働、令和4年3月から本格稼働予定となっている状況です。

それでは、ここから、今回作成しました資料A-2の実施要項（案）について御説明させていただきます。

今回、実施要項（案）を作成するに当たっては、前回の事業評価において課題とされた競争性の確保等を改善するために、業者ヒアリング等の結果を踏まえて、大きく4つの改善ポイントを意識して作成し、事業者が参入しやすい内容を目指しております。改善のポイントとしては、1点目が役割分担の明示、2点目が常駐に係る要件の明示、3点目が従事者要件の緩和、4点目が開示資料の充実の観点となっています。

これから、それぞれの改善ポイントについて御説明をさせていただきます。

まず1点目は、役割分担の明示についてです。こちらは他事業者との調整やベンダーへの問合せにおける役割を明確にすることで、入札参加者の不明な点を減らし、参入障壁を下げる観点で検討しています。

資料40ページから41ページ目をお開きください。次期UR-NE T運用・保守業務における運用体制及び本調達の作業範囲について、新たに追記しております。図2-1に示すとおり、次期UR-NE T運用・保守業務は別調達の、現在、システム更改している次期UR-NE T構築事業者が実施する稼働維持業務と、本調達の作業範囲である運用支援業務及びヘルプデスク業務で構成されています。登場人物と登場人物との関係、本調達の作業範囲を図示することで、作業範囲を分かりやすく理解いただけるようになったと考えております。

次に、資料82ページ目以降をお開きください。細かな作業内容の分担について、別紙5、運用保守項目一覧において整理しています。別紙5では、次期UR-NE T運用・保守業務の業務内容と、それらが稼働維持、運用支援、ヘルプデスクの誰が担当なのか、全体像の中でそれぞれの業務を記載しております。こちらの別紙5の整理によって、より役割分担が明確になったと考えております。

次に、資料45ページ目をお開きください。引継ぎに係る業務及び事業者を追記し、役割を記載しております。今回の引継元として複数の事業者がおりまして、現行の運用支援事業者のほかに次期UR-NE T構築事業者が行う暫定運用支援業務と暫定ヘルプデスク業務、クライアントパソコン調達事業者が実施する暫定ヘルプデスク業務がございます。引継ぎ内容や役割、実行時間がそれぞれ異なるため、それらを明示することで作業範囲と役割分担が明確になっていると考えています。

2点目の改善点として、常駐に係る要件の明示となります。こちらは非常駐の業務を許

容することで柔軟な要員計画が可能となり、コストの削減、参入障壁を下げる観点で検討しています。

資料4 2 ページ目をお開きください。原則は履行場所に常駐することとしているものの、なお書きとして非常駐も許容する文言を新たに追記しております。事業者と協議の上、可能な業務は非常駐で実施することを想定しております。非常駐を許容することで、柔軟な要員計画が可能になると考えております。

また、同じ資料4 2 ページ目の履行場所についても、パブリックコメントの意見を踏まえて、機構の示すセキュリティガイドラインに沿った設備等を備えた拠点であれば、受注者で準備した拠点での履行可能なように仕様を見直しいたしました。履行場所の拡充に当たっては、業務データを扱うため、セキュリティの観点と遠隔地等によるコミュニケーション不足による品質低下を内部で議論しました。セキュリティの観点では、カメラの設置や入退室管理の実施等必要なルールを整備することで、対応可能と判断いたしました。また、遠隔地によるコミュニケーション不足等については、ウェブ会議等を活用することで対応できるのではないかと考えております。

3 点目の改善点として、従事者要件の緩和となります。こちらは従事者要件等を緩和することで従事可能な要員の範囲を広げ、参入障壁を下げる観点で検討しています。

資料4 7 ページ目をお開きください。資料4 7 ページ目、7-2 (4) が運用支援業務従事者の要件となりますが、要件を見直して、現行仕様書で要求していたUR-NE Tの周辺システムの製品、汎用機器関連製品等に係る知識の要件を除外するなど、過剰な要件を削除しています。該当する項目としては、資料4 7 ページ目、(4) ①次期UR-NE Tで利用するシステム、インフラ等に関する一般的な知識を有しており、システム設計書等を理解できること、②次期UR-NE Tで利用するハードウェア、オペレーティングシステム、ミドルウェア、ソフトウェア等について、手順書を参考に運用操作を行えることとなり、最低限必要な知識などに絞り、専門性の高い製品知識を求めないよう記載しています。

次に、資料4 9 ページ目をお開きください。資料4 9 ページ目記載の(5)のヘルプデスク業務者の要件についても、同様に過剰な要件を削除し、要件を緩和することで、従事可能な要員の範囲を広げることができると考えております。また、パブリックコメントでいただいた意見を踏まえて、ヘルプデスク対応作業の経験については、前は1年以上の要件を記載しておりましたが、今回は削除し、ヘルプデスク対応作業の経験を有すること

としました。

また、補足となりますが、従事者要件だけではなく、入札参加資格の要件もあわせて見直しました。前回の入札参加資格は、同等またはそれ以上の規模のシステムとしていましたが、今回はシステム利用者1,000名以上のシステムとシステム規模の要件を緩和する方向で見直しを図っています。

最後、4点目の改善点としては、開示資料の充実を検討しています。資料43ページ目をお開きください。4-2作業環境では、作業を実施するに当たり当機構が用意する環境として、執務室、備品や端末等を新規に記載しております。

また、資料が少し飛びますが、資料67ページ目からの別紙1、ハードウェア一覧、資料73ページ目からの別紙2、ソフトウェア・サービス一覧において、利用する全てのハードウェア、ソフトウェアを一覧として新規で記載しております。

さらに、閲覧資料として、現行運用支援業務の作業実績報告書に加えて、参加意欲のある事業者が見積りの精度を上げられるよう、システムや運用に係る詳細情報として次期UR-NETの設計、教育、運用等に係る成果物について、可能な範囲で資料の開示を検討しています。これらの資料については、セキュリティ一面を考慮し、仕様書別紙ではなく、閲覧資料として開示を予定しています。

続いて、総合評価基準について御説明をさせていただきます。総合評価基準については、具体性のある記載内容になっているかという観点から改めて評価項目全体を精査し、次の対応を行いました。評価項目の内容について、可能な項目は数値での基準を設けたり、評価項目対象を具体的な表現で明示した記載に修正しています。

資料127ページ目をお開きください。例えば資料127ページから129ページの要員のスキルについては、経験年数や経験したシステムの規模を数値で示しています。また、数値での評価が難しい資料131ページ目（7）SLA、（8）ツールの活用等では、業務品質を確保するための具体的な提案をしてもらえよう、評価項目を具体的に表現するようにしております。

繰返しにはなりますが、今回、本実施要項（案）を作成するに当たっては、競争性を確保しつつ品質の維持を行うための観点で、①役割分担の明確化、②常駐に係る要件の見直し、③業務従事者要件の緩和、④閲覧資料の充実の観点で見直しを行い、総合評価基準については客観的に確認できる基準及び具体的な提案を受けられるような表現の記載に改め、業務内容、適正なコスト算出のための情報等、入札参加者の方が参加するに当たって

必要な情報を意識した対応の観点で作成しております。

以上、簡単ではございますが、御説明をさせていただきました。

○事務局 ありがとうございました。それでは、ただいま御説明いただきました本実施要項（案）について、御質問、御意見のある委員の方、御発言をお願いいたします。

○関野主査 御説明ありがとうございました。かなり御自身で改善されたと思うのですが、ヘルプデスクについて、なぜ常駐にこだわりましたか。多分、業者の方だと、常駐でなくてもよいのではないかという意見はなかったのかと思うのですが、いかがでしょうか。

○前田担当課長 ヘルプデスク業務におきましても、機構のセキュリティー基準を満たした事務所を構えていただくことが可能であれば、そちらのほうから業務を行っていただくことも可能だと考えております。

○関野主査 そうですか。それは42ページのどこかに書いてあるのですか。

○前田担当課長 この常駐要件の4-1、履行場所の下半分のところ、「運用支援等業務従事者は上記の履行場所に原則常駐とすることとするが、常駐人数、時間帯等については運用計画書に基づいて、当機構と協議の上で決定する」と。

○関野主査 「等」はヘルプデスクが入るということですか。

○前田担当課長 その上、4-1の履行場所の「本業務は、下記の場所又は受注者で準備した拠点（ただし機構の示すセキュリティーガイドラインに沿った設備を備えていること。）で実施するものとする」というところで表現しているところです。

○関野主査 分かりました。では、運用支援等業務及びヘルプデスク、両方共この履行場所には書かれていると読むのでしょうかから、それを明記したほうが良いのではないかと思います。

○小尾副主査 私も、これを見たときに誤解をしたのですが、35ページの図で、ヘルプデスク業務従事者だけ本支社・本部等という箱の中に入っています。運用支援業務のほうは運用支援業務実施拠点というふうに書かれていて、あたかもこれだと運用支援業務は拠点をもし民間事業者が自分たちで設置すれば、そこでやって良いというふうに見えるのですが、ヘルプデスク業務は本支社でなければならないというふうに、ここで見えてしまったので、その後、「等」が入っているから、両方入るだろうなとは思ったのですが、少し誤解を招くかなと思います。ですから、この図も一緒に修正していただければ、少し分かりやすくなるかと思いますが、検討いただければと思います。

○前田担当課長 かしこまりました。ヘルプデスク業務の従事者と運用支援業務従事者で

もって、運用支援と業務従事者というところの文字の並びとといいますか、その辺りが紛らわしいという御指摘、検討させていただきたいと思います。

○小尾副主査 ヘルプデスクのほうは「本支社・本部等」というふうに書いて、その箱の中に入っているの、指定しているのかなというふうに思ってしまうということです。

○前田担当課長 かしこまりました。

○関野主査 直していただければいいのですが、先ほどの説明のときもヘルプデスクのところだけは「本社等」と御説明をされたので、説明会でも御注意いただければと思います。書き直していただければ確実だと思います。

○前田担当課長 分かりました。確認して検討したいと思います。

○事務局 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

事務局からですが、先ほどの35ページの図を含めまして、御指摘いただいた点につき実施機関に御検討いただき、後日、委員の先生方に御報告、御確認させていただきたいと思います。

それでは、関野主査、取りまとめをお願いいたします。

○関野主査 それでは、今の話を踏まえまして、独立行政法人都市再生機構で、引き続き、実施要項の追加の修正をしていただきたいと思います。事務局を通して、各委員に確認した後に、進めるようにしていただきたいと思います。

○井戸田課長 ありがとうございます。

(独立行政法人都市再生機構退室)

(観光庁入室)

○事務局 続きまして、「旅行安全情報共有プラットフォームの保守・運用」の実施要項(案)について、観光庁、神村課長補佐より御説明をお願いしたいと思います。

○神村課長補佐 ただいま御紹介いただきました観光庁の神村と申します。よろしく願いいたします。私のほうからは、今御紹介にありました「旅行安全情報共有プラットフォームの保守・運用」業務に関する御説明をさせていただこうかと思います。

まず、旅行安全情報共有プラットフォームの概要については、4ページ目を御覧ください。こちらの資料に書かせていただいておりますが、まずはその概要というところで、簡単にこの事業の背景みたいなものについてもあわせて御説明させていただきたいと思います。

まず、旅行安全情報共有プラットフォームを構築することになった経緯についてですが、もう皆様御承知かと思いますが、今、日本人の海外旅行、それから訪日外国人の旅行者数

というのが大幅に伸びている状況の中で、政府は2019年、平成31年に国際観光旅客税という税を新規に導入しまして、増加する旅行者の受皿のインフラ整備をするために税収を確保して、いろんな形で、例えば税関の関係を整備する財源に充てるということになりました。

あとは旅行の安全の確保という観点から、これは私ども観光庁が所管する旅行業法という法律がありまして、この法律の第1条の目的の中に旅行者の安全の確保をしっかりとやいなさい、については旅行者を厳しく規制しますという趣旨のものが書かれているということがありまして、政府が目標とする旅行の増加とともに、日本人の海外旅行者の安全をきちんと確保するという観点から、その両方のために、旅行者に対する情報提供をしっかりとやっていきたいと思いますということで、今回このシステムをつくったということです。

もともとは旅行者の増加をぜひ増やしていこう、それから日本人の海外旅行の安全の確保をするために情報提供をしっかりとやっていきたいと思いますという、政府の大上段の目標を実現するための手段として、旅行安全情報共有プラットフォームというのをつくろうということにしたということで、我々が担保すべきところというのはまずはここだということで御理解いただければと思います。

あとはこのシステムを運用していくに当たって、具体的には、結論から言いますと、一者応札ということで、今回、このような場をいただいて、我々のほうから事業がどうしたらうまくいくのかということをお説明させていただく、もしくは委員の皆様方、官民事務局のほうからも、具体的にはいろんな方法、こういう形にしたらいいい契約ができる、しっかりとした契約ができるというのを御教示いただきながら、我々も絶対守らなければいけない旅行の安全の確保という観点であるとか、旅行者数の増加を確保していきたいという思いですので、本当にこれからいろいろ、御説明させていただきますが、御指導、御鞭撻のほどよろしくお願いしたいと思います。適切に我々としては対処してまいりたいと思っております。

4ページ目の資料の説明に移ります。先ほど申し上げたところは、Ⅱ.プラットフォームの概要の(4)に記載しております。旅行安全確保のために、このような事業をやっているということでもあります。

それから、以降、この事業の概要について説明資料にいろいろ書いてありますが、具体的な詳細の説明につきましては、この後、私どもの小関係員のほうから御説明させていただきますので、私のほうからは本当に概要というか、制度全般的なお話についてお話しさ

せていただこうと思います。

まず、4 ページ目の資料にありますシステム構成というところで、別紙①システム構成図、17 ページに資料がございますので、こちらの資料を御覧いただきたいと思います。別紙1 のシステム構成図というのが、我々が今構築している旅行安全情報共有プラットフォームの全体像、概要みたいなものになっています。

まずは、このシステムですけど、さすがに国のほうで何か固定的な情報を持ってシステムを組んでということは、経費的にも、事業の効率性という観点からもあまりよろしくないということですので、まずは使えるものはいろんなものを使っていこうということで、基本的にはクラウドサービスみたいなものを使いまして、左側、観光庁でありますとか、旅行の情報を提供する側の旅行業協会、旅行会社、それから実際にそれをお客さんに伝えようとする添乗員とかランドオペレーターみたいな方がいらっしゃったりとか、あとは具体的には旅行者とか何とかというのが、実際に情報提供を受ける側としているんですけど、こういった方々に旅行の情報を提供していきますというのが全体の概要の一部です。

右側のほうを御覧いただくと、旅行手配システム、外務省オープンデータという記載がございます。これは具体的に何かといいますと、今これも外務省のほうでやっている、いろんな世界各国に日本人の旅行者、または海外で勤務される方向けの、いわゆる在留邦人向けの情報提供みたいなのを領事事務の一環で、現地の情報を日本人にお伝えするという業務があって、これは具体的には、例えば海外で生活する上で必要な情報、それこそ水道かどうかとか、例えば政治がどうかとかいろんな情報があるんですけど、こういう情報を外務省は「たびレジ」と称して、日本人の海外渡航している人たち向けに情報発信をしているサービスがあります。

我々観光庁のほうでやるべきというのは、まさにこれ旅行安全情報というふうに特化した形で、外務省の「たびレジ」の情報を、特に旅行者向けに情報を加工して、旅行会社を経由して旅行者に伝達しようということにしているので、外務省と連携しながら、かつ外務省の情報を効果的に使いながら、うまく旅行会社向けにアレンジして、本当に旅行に必要な情報を抽出して提供していこうということをやっていくために、真ん中のところでいろいろ書いてあるような仕組みを情報として加工して、提供するというところをやっているということです。

都市別安全情報発信機能であるとか、避難場所誘導支援機能であるとか、または安否確認システムということで、これは「たびレジ」の手法も使いながら安否情報の確認をした

りとか、または危機管理情報配信システムということで、具体的には必要な情報をメール、SNS、LINE等々でアウトプットとして出していくというところも含めて加工しているということで、これをもってして海外の情報を旅行者に適切に届けていくということをやっている内容になっています。

恐らく委員の皆様方におかれましては、このたぐいの情報提供サービスみたいなものに非常にお詳しい方はいらっしゃるかと思いますが、我々のやろうとしているシステムの概要というのは、御覧いただくとお分かりのとおり、そもそもそんなに難しいサービスではなくて、どちらかという割とやればどこでもできるのじゃないかと思っていただけるような、何も1社だけしかできないというサービスでもないのではないかとお感じになるところは多分たくさんあると思うのです。

実は我々もそうだと思っていて、可能な限りたくさんの業者に応札していただいて、質の高いサービスを提供していきたいと思っています。この後、現状、どんな形で契約をしているのかという部分について、担当の小関係員のほうから説明がありますので、そちらで御説明いたしますが、この辺りについてもぜひ意見交換させていただきながらいろんな情報をいただいて、我々のほうでも鋭意必要な内容を盛り込んだ形での仕様書なり何なりという形でやらせていただこうかと思っていますので、ぜひ御指導のほどよろしくお願いしたいと思います。

それでは、これから担当の小関係員に説明を替わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○小関係員 観光庁の小関と申します。よろしくお願いいたします。それでは、私のほうから実施要項に沿って、ポイントを簡潔に御説明させていただきたいと思います。

先ほどの実施要項4ページ目に戻っていただきまして、4ページ目のⅢと書いてあるところ、確保されるべき質に関する事項ということで、こちらに書かせていただいていることとしてはまずシステム運用業務ということで、受託された業者についてはシステムの正常性を平日の9時から17時に監視して、異常がある場合には同時間帯にて障害対応を行うことと、支援業務としてシステム運用に必要とされる情報セキュリティに関する情報があれば適宜提供すること、あるいはウェブサーバー、コンピューターセキュリティに関する問合せに対応することとして、こちらも平日9時から17時ということで記載させていただいております。

確保されるべき対象業務の質としましては、別途、別添01の仕様書に示している運用

業務を適切に実施することということで、(イ)のところでセキュリティー上の重大障害件数、そして個人情報ですとか施設等に関する情報、その他の契約履行に際して知り得た情報漏えいの件数をゼロにすること、システムの運用管理業務上の重大障害件数として長期にわたって正常に稼働できない事態、状況及び保有するデータの喪失等によって業務に多大な支障が生じるような重大障害の件数をゼロにすること、あるいは基準時間の完了率として、メールあるいは電話による問合せがあった時点から15分以内に問題が解決できた件数が前回問合せ件数のうち90%以上であること、そして問題解決率として全問合せ件数のうち、問題が解決できた問合せ解決件数を90%以上にすることということで、ここに書かせていただいております。

業務期間を令和4年4月1日から令和5年3月31日としておりますが、これは財務省との関係もあるのですが、単年度予算ということで、1年以上にすることはできないという予算上の事情がございまして、そういった意味では1年ということで業務期間を設定しております。

ページをめくって、6ページ目のⅣのところですけども、こちらの実施期間としては先ほどと同じ、請負契約期間も先ほどと同様に令和2年4月1日から令和5年3月31日までとしております。

右のページの7ページ目ですけども、入札に参加する者の募集に関する事項として、今、スケジュール感としては、こちらに記載させていただいているスケジュールを想定しておりますけれども、特に事前に御指摘もいただいておりますけれども、引継ぎ期間をできるだけ長くするという意味でも、契約締結の3月中旬というのをできる限り早めるように努めたいと今考えておりまして、仕様書を本日いただいた御指摘等も踏まえ早急に修正しまして、引継ぎ期間をできるだけ長くするようにしていきたいと考えております。

割愛させていただいて恐縮なのですが、次、8ページ目のⅦに評価方法の記載をさせていただいております。こちらで評価方法としては、今回、最低価格落札ということで想定しております。その決定方法については、こちら記載の事項を御確認いただければと思います。

以降は、請負者が講じるべき措置等について記載させていただいておりますので、ちょっと割愛させていただきまして、15ページのところ、その他業務の実施に関して必要な事項ということで記載させていただいております。事前に御質問を委員の方々にいただいております。それに回答するという意味でも御説明させていただくのですが、④

の著作権のところ、システムごとにソフトウェアの著作権が、今、委託業者はNTTデータというところになっておりますけれども、その著作権なのか観光庁の著作権なのかという御質問に関しましては、そもそも今使っているアプリケーションがセールスフォースというものを使っておりまして、そのセールスフォース上に構築している画面というのがセールスフォースクラウドの設定で開発されたものとなっております、基本的にそもそもプログラム開発というのをやっているようなシステムではございません。

そういう意味で、セールスフォースのクラウドという意味ではそれ自体の著作権はもとのセールスフォース自体になるのですけれども、強いて言えばセーフティネットという名称ですとか、あるいは報告書といった成果物については我々の著作権ということになりまして、ポイントとしてはそもそもプログラム開発というのを行っていないというところとシステム自体の著作権はどちらかというところについては、そういった成果物等について観光庁の著作権であるというところを御説明させていただきたいと思います。

今の契約の状況ですけれども、全体の18ページの別紙02というところで、これまでこのシステムが平成30年に閣議決定されて、31年、令和元年から運用していきまして、労務費と事業費、その他経費ということでこちらに書かせていただいておりますけれども、これを見ていただくと、令和3年度は確かに労務費がこれまでと比べて減っていて、事業費、その他経費は上がっているように記載しているのですけれども、ここは実態として労務費にかかる人数ですとか、そういったところは全く変わってなくて、単純に令和3年度の費目として、例えば問合せですとか、不具合の対応ですとか、バージョンアップに係る対応についての人件費を、一部費目を事業費に変えているところがございまして、そういった関係で数字が大きく落ちているように見えるのですけれども、実態としてはこれまでと全く同じような形でやっておりまして、そういう事情がございますので、こちらも補足させていただきます。

そういう意味では労務費に係る人数も、実際にはヘルプデスクというところでNTTデータの中で3名、あと保守運用に係る人数として3名ということで、合計およそ6名から7名というところで、これまで委託先も人数としても変わらず6、7名でやってきていただいているという事情がございます。

全体の25ページの仕様書になるのですけれども、調達範囲というところで、特に③システムを構成するアプリケーション、ハードウェア、ミドルウェアといったところで、現状は先ほど申し上げましたとおり、セールスフォースという、要はクラウド上でのみ構築し

ているものでして、特にサーバーですとか、そういったものを特段別のところに置いたりとかしていないシステムになります。あくまでもクラウド上のシステムということになります。

このシステムの不具合が生じた場合は、受注者にて不具合の原因の切り分けを行って、観光庁に報告を行う、あるいは受注者の責任によってクラウド事業者に対して不具合の修正を求める、あるいは不具合発生箇所が開発アプリケーションであった場合には、受注者が開発アプリケーションの不具合対応をすることということで、調達範囲としてはこういったことも含ませていただいております。

あと、詳しい内容については御質問を受けながらお答えさせていただきたいと思います。御質問いただければ幸いです。よろしくお願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。それでは、ただいま御説明いただきました本実施要項（案）について、御質問、御意見のある委員の方、御発言をお願いいたします。

○柏木専門委員 観光庁の方、御説明ありがとうございます。この「たびレジ」は有名で、令和元年から運用されているということですが、今コロナ禍になって、海外にそのまま滞在していらっしゃる方なども引き続き使っているのではないかと思うのですが、コロナによって「たびレジ」に利用者側の変化と、あと運用されているそちら側の変化みたいなものがありましたら、御参考までに教えていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○神村課長補佐 御質問いただきましてありがとうございます。まさにおっしゃるとおりでございます、コロナ禍以降というのは現地の感染症対策みたいな情報が相当増えてきたというふうに我々も外務省からお聞きしております。

まさに外務省もそういう情報収集をかなりされて、現地にお住まいの方、もしくは日本から現地に行ける状況にある人は、行こうとしているときに必ず必要な情報ですよね。例えばどこでコロナがどんな状況で発生しているとか、コロナの影響で何が生活にどう影響しているのか、現地でコロナの影響で交通機関が止まっていますみたいな情報というのも、普通、治安の関係で、コロナは関係なくてもそういう情報というのは現地では必要だったりするのですが、コロナの影響でこういう世の中になっています、この地域はこんな情報になっていますみたいなものを、実はたくさん配信しております。

それは現地にお住まいの方もそうですし、日本人の海外旅行者はいつでも同じような情報だと思いますので、我々のほうでは旅行者向けに情報を、若干エッセンスを変えて発信

するという形にして、旅行会社に届けるということをやっているのですが、外務省のほうはそのままそっくり、例えば東南アジアの、毎日のように我々もメールが入ってくるのですが、その中でもし機会があればその情報を御覧いただくと、すごく分かりやすいのではないと思うのですが、本当に生々しい、ある国の例えばシンガポールのどの地区のどの場所ではコロナの影響でこういう、例えばそれこそコロナの関係で暴動が起きていますとか、そんな情報も入ってきたりとかしていて、それをお届けしているという状況になっているので、影響があるという意味ではかなり情報も変わってきている、通常の生活とはまたちょっと違う、どこの国でも同じような状況なのですが、例えばコロナのワクチンを接種してないところには入れませんみたいなことを、国レベルで事情が違ったりしているので、そういう情報が錯綜しているという、今そんな状況になっています。

○柏木専門委員 そうしますと、「たびレジ」に携わっている観光庁の方の業務量なども増えているという理解になりますでしょうか。

○神村課長補佐 私ども観光庁というよりは、実際にその情報を受けて、具体的には旅行会社ですけれども、旅行会社のほうがお客さんに対してまた新しい情報で、国の情報、こんなものが入っていますよというのをお知らせする業務が増えると思うのですが、ただ、そもそも海外旅行が止まってしまっているんで、全然行けてないので、お申込みもないので、問合せに対してはそういうことを発信しなくてはいけないというのがあって、情報収集は常に旅行会社がやっているのですが、実際のお客さんからの問合せというのは、実際に行く人が少ないので、かなり減ってしまっているという状況かと思います。

○柏木専門委員 なるほど。そうすると、この事業に関して業務量の偏りが見られるとか、そういう話ではないという理解でよろしいですか。

○神村課長補佐 おっしゃるとおりで、情報収集して提供するという行為は、お客さんが来る来ないに関わらず、我々は旅行業法の中でそれを義務としてちゃんと情報提供できるようにというのを課しているので、旅行会社としてはそういう情報をアップデートするという作業は常にやっているということですが、実際に提供する段階でお客さんが来てない。その部分が、例えば対面式のカウンターでお仕事をやっているような旅行会社は、お客さんが実際来ないので減っていると思うのですが、例えばウェブ上で取り引きしているようなところは常にウェブサイトを更新するという作業があるので、一定程度お仕事はあるのかなと思っています。

○柏木専門委員 ありがとうございます。

○小尾副主査 御説明ありがとうございます。全体を見させていただいているのですが、この業務はそもそも保守運用ではないような気がするのです。例えば25/36のところに調達範囲としてクラウドサービス機能の利用役務提供ということで、クラウドサービスそのものを調達して、それが利用できる環境を提供しなさいと書かれています。

しかも先ほどの御説明の中では、セールスフォースを使っていると言っているのですが、セールスフォース上に観光庁が持っているシステムが載っているということではなくて、今の現事業者であるNTTデータが構築した仕組みが使われているようなことをお話しされていたと思うのですが、実際にセールスフォースの機能として確かにデータベースの機能とか、いろいろそういうのはあるわけですが、今回、このシステム、旅行安全情報共有プラットフォームを提供するに当たっては、どういうふうなデータベースに何を持たせるとか、例えばユーザーからの画面とか、そことデータベースをつなぐところのプログラムとか、それは別にセールスフォースが提供しているものではなくて、独自につくらなければいけないものということになっていますので、それを観光庁がその著作権というか、その権利を持っていないのであれば、結果的に受注した事業者が、現在、提供されている仕組みと全く同じものを作成して、サービスを提供するということになるのではないかと思います。

そうすると、実際にこの調達というのは保守運用ではなくて、旅行安全情報共有プラットフォームサービスを提供しなさいという調達のように見えるのですけれども、その部分はいかなのでしょうか。

○小関係員 御質問いただいてありがとうございます。先ほども御説明させていただいたとおり、セールスフォース上に今、NTTデータがつくった情報というのを載せていただいて、それを活用して実際に運用している形になっておりますので、確かにほかの業者が仮に来年度落札された場合には、必ずしもセールスフォースを使っただくというものではなくて、ほかのクラウドサービスですとか、そういったものも別途予算額の範囲内で御用意いただいて、それを活用させていただいて我々も運用していくという意味では運用ということにはなるかもしれないですけど、保守という点は確かにほかの業者になった場合には若干薄れていくことはあるかと思っております。

○小尾副主査 そういう意味では今のこの調達仕様だと、何を求めているのかというのがあまりクリアではないし、そもそも調達の名前が保守・運用業務というふうに書いてある

のですけども、現実的には保守運用ではなくてサービス調達のようにも見えていて、応札する事業者から見ると、この仕様を見て何をやればいいのかというのがあまりクリアではないですし、よく見ていくと、一からクラウドを調達して、そのクラウドの上にプラットフォームを構築し、サービスを提供しなさいというふうに見えていて、とても現事業者に価格の面でかなわないのではないかと思います。

現在の業者はそのまま今のものを使えば提供できるわけですが、ほかの業者はこの費用では合わない。しかも単年度契約ですから、とても手を出せないという状況になるのかなと思います。しかも先ほども、調達してから実際に運用するまでの期間が半月ぐらいしかないということになりますから、その間にとってもシステムを構築して、サービス提供するなんてできないと思います。

ですから、この調達そのものの全面的な見直しをしないと、競争性の確保には多分つながらないのではないかと思います。例えば、ヘルプデスクだけを切り出すということであれば、可能性はあるかとも思うのですけれども、今のままだと競争性の確保は、仮に引継ぎ期間を延ばしたからといって複数応札になるとは少し考えにくい。

○大山専門委員 論点を明確にしたほうがいいと思うのです。さっき著作権の話が出ましたが、著作権については、私は事前のとき聞いたのですけど、問題はないように回答なさっていましたが、今の25ページの中に、受注者が開発アプリケーションの不具合発生箇所がある場合には不具合対応をすることと書いてあります。この著作権は誰が持っているのですかというのは、はっきりしていただく必要があるのではないのでしょうか。これがもし発注側が持っていないとすれば、今の小尾委員の言っているとおりになるのだと思うのです。ここはどちらなのでしょう。第三者に対する改変権が与えられるようになっているわけですか。

○小関係員 御指摘いただきありがとうございます。そういう意味でアプリケーションの著作権というところで、実際の著作権という意味ではツアーセーフティーネットという名称もそうですし、実際に運用していくという意味は所有というか、著作権という意味だと我々になるのですけども、そういう意味で小尾委員にいただいた御指摘を踏まえて、今後、この名称をそもそも変えられるかというところもあるのですけども。

○大山専門委員 名称の問題ではありません。ソフトウェアの問題です。NTTデータがつくったソフトがあるのかないのかです。クラウドは、ほかの業種に変えることは簡単ではないけどできるでしょう。でも、システムの中に既に入っているソフトウェアは、観光

庁がその著作権及び第三者の改変をさせることができる権利を持ってないと、ほかの業者は無理になります。そこを聞いています。それイコール競争性がないということになってしまう。そこからさきほどの小尾委員の話が入っていくと思います。分かりやすい課題の一つが今の著作権。それで確認をしています。改変はさっきの25ページにある。

○小尾副主査 大山委員からもお話がありましたが、例えば29／36のところに引継ぎ資料としてソースプログラム一式という記載があるのです。これは恐らくプラットフォームの上で動いている様々なアプリケーションのソースなのかなとも思うのですが、一方で、これはソースプログラムだけではなくて、例えば設計書みたいなものなども必要で、今、実際に使われた設計書があるのですけども、この全てのものというのは観光庁が著作権を持っている、改変権も含めて全て使えるような形になっているのですか。

○大山専門委員 確認しますが、改変権はもしあるとしても、観光庁は持っているかもしれないけど、ほかのところは。

○小尾副主査 第三者に提供できるかというのもある。

○大山専門委員 第三者にできるかどうか、これが大きな違い。

○小関係員 御指摘ありがとうございます。こういった設計書も含めまして、受注されたところに都度、我々のほうから提供できる形になっておりますので、その点は我々のほうに、そういう意味ではお見せする権利があるということになります。御回答になっていまずでしょうか。

○小尾副主査 見せるという趣旨ではなくて、そのソースプログラムを、例えば、次、受注した人が変更や改造等、そういうことも含めて行えるのかということについてはいかがなのですか。結局それと同じものをまた別につくれという話をされているように聞こえるのです。

○小関係員 ここの変更ができるかどうかというのは、いま一度確認させていただいて、今後、検討させていただきます。

○小尾副主査 ただ、そこが分からないと、この案件どうすればいいのなかなか評価がつかないような気もするので、この点事務局はどうすれば良いと考えますか。

○事務局 この点について確認の上、何か修正ができるようであれば、それをまた委員の先生に御報告する形でしょうか。

○大山専門委員 少なくとも報告はしてもらう必要はある。それとどういうふうに対応するか。今回、間に合う、間に合わないを除いても、課題はこれだけではないかもしれない。

だから、そこはしっかりと前向きに対応いただくという、少なくともお約束をいただいて、どうするかを検討するほうがいいのではないですか。

○事務局 まず改変する権利、見せるだけではなくて変更する権利、それも第三者、例えば新しく受注した事業者でも改変する権利があるとした場合には、今のたてつけを前提として進める余地も、今までの議論をお伺いしているとあるかと感じます。

一方で、そもそも見せることはできるが、それは新たに改変して利用することはできない。新しく受注した事業者は、一からクラウド上に似たようなプラットフォームを構築して提供しなければいけないということだとすれば、価格でかなわず、そもそも半月、1か月程度の引継ぎ期間でそれはできるものではありませんので、調達自体を変更することも視野に入れて、実施府省のほうで検討いただく必要がある。それをまた御報告さしあげる。後者の場合にはどうでしょう、再度の御審議等も必要になってくるのかなと感じておりますが、整理としてはいかがでしょうか。

○井熊専門委員 小尾先生と大山先生から非常に根本的な御指摘を受けていて、4ページとか5ページに書いてある業務の内容を見ると、非常に単純な保守・運用業務のことを書いているわけです。これがサービス調達で、もしこれと同じような保守・運用業務をやっているように記載されているとなると、その調達自体の適正はどうかという話になってくると思うのです。なので、観光庁がやりたい事業をしっかりと定義して、見直すべきところは見直すということをしていくべきだと思うのです。

それで時間がもしないのであれば、現状契約を延長する等、そういうことも踏まえて、委員会としてはやり方が適正でないとと思われる業務をそのまま実行するのはなかなか難しいことなので、まず観光庁がやりたいこととこの業務をきちんと定義した上で、どうされるかということは判断されてもよろしいのではないかと。あまり無理にやってしまうと、問題が起こるかもしれないと思うのです。

○事務局 御指摘ありがとうございます。

○大山専門委員 今の意見に賛成で、これをやっていくと、クラウドを使ってNTTデータのようなところが間に入る。これがSaaSだったら、クラウド業者が直接そのまま来るので、良い悪いは別にしてもクラウドの調達の形はすっきりするのです。

でも、今のパターン、すなわちクラウド業者と、例えば間に入る会社がもしいるという、このパターンが増えてくる可能性があるのです。だとすると、このパターンをどうするかというのは、観光庁の例を使わせていただいて恐縮ですが、考える状況にあると思います。

○事務局 そうしましたら、まずそもそも論ですけれども、観光庁のほうでやりたいことを定義づけていただき、先ほどの著作権の部分ですとか、そもそもの調達の仕方、範囲、事業者を求めることを整理して、その上で修正の範囲がどのようなものなのかを事務局を通じて委員の先生方にお知らせして、現状では恐らく時間がないので、現状契約の延長なども視野に入れながら、再度、御審議いただく機会を調整するという方向で承ってよろしいでしょうか。もしあまり修正の内容がそれほど大部でないということであれば、結果を報告して、仕様書の修正ポイントをお示しすることで先に進めるという選択肢もあるかと思いますが、先ほどの御指摘を踏まえると、抜本的な観光庁の対応、検討を求める形になるかというふうに理解しましたが、小尾先生いかがでしょうか。

○小尾副主査 恐らく今回、これは継続を前提にしているのではなくて、新規事業者が参入したときに、何をしなければ観光庁が持っている業務が実現できないのかというのを全て考えた上で、業務の内容というのを全部書き直さないといけないような気がしますので、そこは頑張って、まずやってみていただければと思います。

○小関係員 承知いたしました。

○関野主査 基本的に皆さんが言っているのは分かるのですが、これはセールスフォースを使うという前提だという話です。それとも違うのですか。セールスフォースを使わなくてもいいという考えなのですか、そこが不明です。

○小関係員 ありがとうございます。特にその辺は予算の関係で、我々もその保守運用費というのを年々減らしていく必要があるというのは内部でも言われておりまして、そういった意味では現状を申し上げますと、セールスフォースを使用すること自体が、今、保守運用費を圧迫しておりまして、これをずっと使っていくとなると、かなり保守運用費は削減が難しくなっていくという現状がございます。

そういった意味ではセールスフォースを使わないことも選択肢としてあるということで、そういった意味で仕様書も曖昧なものになっているのですけれども、結論から申し上げますと、セールスフォースを使用しないということも考えております。

○関野主査 だからこういう表現なのですか。開発アプリケーションに不具合があったら、受注者が開発アプリケーションの不具合対応をすると書いてあるのですか。分かりました。そうすると、話が全く違う話です。

○大山専門委員 今の点は私も理解をはっきりしたいので、どっちか確認したいのですが、セールスフォースが全てのソフトウェアを持っているのですか。データも一応持って

いるのですか。それとも全部観光庁はお持ちなのですか。これをはっきりしていただきたいです。それ抜きにクラウド業者や他のベンダーを適用しても、かかる費用の桁が違ってしまいますので、意味がないような気がします。

○小関係員 先生ありがとうございます。ソフトウェアという意味ではセールスフォースのみです。

○事務局 事務局から1点よろしいですか。27/36の2.5.「クラウドサービスの調達と環境の準備」というところには、「クラウド環境は前期事業者のものを継続利用することを前提として、システムが動作しているクラウド上の環境を、システムの稼動が止まらないように準備して提供すること」というふうにありますので、これを字義どおりに読めば前期、つまり現状で行われているセールスフォース上のものを継続利用することを、観光庁としては前提として考えられているのかなと理解をしておりましたが、いかがなのでしょう。

○小関係員 ここの書きぶりは、そういう意味で修正をさせていただきたいと思います。前年度の仕様書等も参考にしながら作成した関係で、こういった文言になってしまっているのですけども、ここも含めて修正させていただきたいと思います。

○関野主査 まず数字が違うと思ったのは、今、説明を聞いていて、従来の経費、18ページに元年度9,200万円、2年度が8,800万円と出ていますけど、資料B-4は逆というか、元年度は9,000万円で、2年度が9,000万円となっていて、3年度は8,600万円で同じなのですけど、200万円ずつ入り繰りがあるということです。つまり資料B-4と18ページで合っていないです。

それから、ヘルプデスクで3人、保守で3人、計6人から7人というデータは出てはいないのだろうと思うので、もしこの要項で出そうとするのならば、記載をするべきだろうと思います。

それからさらに、単年度で、予算が1年だから1年だという話ですか、複数年契約ということが考えられますので、それはどこの官庁もやっつけらっしゃるので検討すべきではないかと思いますが、最初に基本的な問題があるので、今後、もしこういう資料をつくるのであれば直していただければと思います。

○小関係員 御指摘ありがとうございます。御指摘いただいた点、修正させていただきたいと思います。

○事務局 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

事務局から確認すべきことがあればお願いします。

○事務局 そうしましたら、まず観光庁のほうで御自身でやりたいことを定義づけして、事業者が何をしなければいけないのか、事業者に求めることが何で、何をすれば実現するのか、全て業務の内容を読み取れるように書き直していただく。その上で、調達の方法や時期が変わるということであれば、現状の契約を延長するなども視野に入れながらよく検討していただく。

そして、修正後のものについて、もう一度、先生方に御報告は当然必要として、報告を超えて御審議いただく必要があるかどうか、これは先生方いかがでしょうか。内容にもよると思うのですが、今のような整理で大体修正にどれぐらいの時間がかかるのか、観光庁のほうではっきりしたことが言えますでしょうか。

○神村課長補佐 御指摘いただきましてありがとうございます。観光庁といたしましては、私のほうから冒頭御説明したとおりでありまして、最終的に守らなくてはいけないところというのは、旅行者の安全の確保と旅行をしっかり増やしていこうというところなので、御指摘あったような、例えばセールスフォースにこだわりは全くないですし、ましてやN T Tデータでなくてもいいのではないかと我々も思っているので、競争性のある契約を実現したいというのはおっしゃるとおりだと思います。

その点を含めて考えながら、今回の仕様書の組み方というのでしょうか、今回の仕様書の書き方も一度整理して、具体的にやりたいこと、担保しなくてはいけないことはこういうことなんだというところで、小関係員から説明があったとおり、例えば書き方の中で前例のものを引き継いでみたいなことでやろうとすると、委員の先生からも御指摘があったとおり、ここがネックになるということなのであれば、そこは言いぶりを変えるだけでいかようにも競争性ができるような、ほかの事業者も入りやすいような書き方に変わると思います。

そこは事務局のほうからもいろいろと書き方のテクニカルな部分も御指摘していただきながら修正させていただいて、なるべく早い段階で、それこそ2週間ぐらいで、我々もしっかりと時間をかけて内容を詰めて作業すれば、多分それぐらいの内容でできると思うので、そこは事務局と御相談させていただきながら、いろいろ御教示いただきながらという形で整理をさせていただきます。

その内容を御覧いただいた上で、この内容だったら一度皆さんに集まっていただいて審議したほうが良いとか、これぐらいだったら事務局のほうでもある程度精査した内容で、

この運用でいけるのではないかという御判断をいただければ、我々としては御指導いただければいかようにも修正は可能だと思っていて、やらなくてはいけない部分というのは、最初申し上げたとおり、何とか日本人の海外旅行を増やしていく、そのための情報提供をしっかりとやっていくというところで、全然契約そのものにこだわりがあるわけでも何でもないです。

まだ初めてこれは3期目の事業なので、そもそも予算がしっかり確保できるかどうかも分からない中でやっている事業なので、よりよい方向で、予算の説明もしっかりしながら取り組んでいきたいと思っていますので、それぐらいのスケジュール感で作業させていただきますので、事務局のほうにも大変お手を煩わせて恐縮でございますが、実施させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○事務局 それでは、2週間程度の間に修正いただき、それをまず先生方に御報告さしあげて、もう一度審議が必要かどうか御検討いただくという整理でよろしいでしょうか、先生方。

○井熊専門委員 本来、サービス調達であるものを単純な保守・運用のスペックで出すというのは、調達の公正さの問題に関わってくると私は思います。その意味においては、今日、先生方からいただいた論点をしっかりと事務局でも再整理をして、それで修正すべきポイントを明確にして、それで事務局のほうでもきちんとそれを確認した上で、委員の先生方に見てもらったほうがよろしいのではないかと思います。少し直せばというレベルなのかどうかは、疑問を感じます。

○事務局 承知いたしました。こちらでも確認の上、先生方に御覧いただけるように進めてまいりたいと思います。

○事務局 それでは、関野主査、取りまとめをお願いいたします。

○関野主査 今、井熊先生が言われたとおり、再度の審議という形にはなるのだろうと思います。観光庁におかれましては、本日の審議の結果を踏まえて論点をもう一遍整理して、サービス調達なのか、それともまだ運用にこだわるのかという根本的なところと、あと著作権につきましても確認していただきまして、また再度検討したいと思います。事務局との間で後ほど整理をして、各委員にお伝えいただきたいと思います。事務局と

では、本日はありがとうございました。

○神村課長補佐 ありがとうございました。

(観光庁退室)

(独立行政法人日本芸術文化振興会入室)

○事務局 続きまして、「情報システムの総括運用管理支援業務委託」の実施要項（案）について、独立行政法人日本芸術文化振興会総務企画部契約課、亀田課長より御説明お願いしたいと思います。

○亀田課長 日本芸術文化振興会の亀田でございます。本事業は、当振興会の情報システムの運用保守支援を含む保守管理等を行うことにより、情報システムを利用する振興会の職員等に対してシステムの機能を安定的に供給する業務で、いわゆるヘルプデスク業務を委託するものでございます。

市場化テストの第1期、第2期の契約について一者応札が続きまして、競争性に課題が残りました。今回御審議いただくのは3期目でございます。3期目は、令和4年4月から令和9年3月までの5か年を予定しております。本事業について、前回の実施要項からの変更点等を中心に、当振興会情報推進課の平賀課長補佐から説明させていただきます。

○平賀課長補佐 担当の情報推進課、平賀でございます。本件の概要を説明いたします。日本芸術文化振興会では、多くの情報システム、クライアントから始まりまして、サーバー、業務システム、開発システムまでいろんなものがございます。それを職員だけで管理運用するのは非常に大変ですので、総括運用管理支援業務の業者に業務委託をしております。委託内容は、ネットワーク管理、セキュリティ管理、職員対応など、大きく分けて14の業務となっております。これらは後ほど説明する実施要項の中に入っている業務でございます。

委託内容の中の⑪業務システム運用管理ですとか、⑤障害対応と保守ですとか、そのようなものを運用管理支援業務の事業者だけで行えないようなものに関してはエスカレーションしまして、システム保守業者により主にサポートに当たっていただいているところであります。

次に、より具体的なお話をさせていただきます。

今回の総括運用管理支援業務調達の実施要項を中心に行うわけですが、この実施要項は前回の調達時のものを基本的にあまり変えておりませんで、これを基にして調達の実施をしたいというふうに考えておりました。しかしながら、当振興会の今後の運用の在り方でありまして、昨今の職場環境が以前と大分変わっておりますので、完全に以前のままだというわけにはいきませんので、幾つかの変更を行っております。

主なものは5点ほどであります。国立劇場再整備という事業をこれから振興会で行うこ

とになっておりまして、それに伴う作業。2点目が、リモート環境での支援を可能とすること。3点目が、情報セキュリティの意識向上のために訓練をこの中で行うこと。4点目が、業務システムに関する対応内容を明確にすること。最後、5点目なのですが、契約期間を長期間にすること。以上の5点につきまして、これまでの内容と変わっておりますので、それらを順に説明したいと思います。

まず、1点目の国立劇場再整備時のことについてです。

振興会の本部機能ですとか、国立劇場及び国立演芸場という劇場がございますけれども、それらが置かれております千代田区隼町地区、ちょうど今、私たちがいるところですが、その隼町地区では敷地内の施設全体に対して大規模改修を行うことが決まっております。

この工事につきましては、本調達業務の契約期間中の令和5年の秋、再来年ですが、令和5年の秋以降に工事が始まりまして、この工事の終わりは本支援業務の契約期間が終わった後の完成を予定しております。この工事期間中は、事務所等は全て東京23区内のいずれかの場所に移転することになっておりまして、振興会の事業はそのまま継続をします。この事務所等の移転に伴いまして本支援業務を行う拠点が変更しますので、それに伴いまして支援業務のネットワークやクラウド機器の構成に変更が生じてまいります。

そこで、今回、実施要項におきましては、事務所等の移転前は今と同じように隼町地区で支援を行っていただくのですが、その移転後、再来年の途中からは移転先の事務所で支援を継続してもらわなければならないということを今回明記しております。これが1点目でございます。

2点目ですが、リモート環境での支援を可能としております。これまでの総括運用管理支援業務は、運用管理要員に対して設置拠点に必ず常駐してくださいということを言っておりました。常駐が義務づけられておりました。リモート環境での支援というのは、したがって認めていなかったのですが、昨今の働き方改革や就労環境の多様化が世の中に浸透していることを鑑みまして、今後の実施要項におきましては、これまでどおり設置拠点に駐在をするというのは変わらないのですが、設置場所に常に張ってないといかないということではなくて、設置場所での支援が必ずしも必要ない事柄につきましては、リモート環境での支援でも構わないというふうに変更しております。

これによりまして、例えば以前の本支援業務の調達において複数の業者から応札を断念する主要要因として人材確保が難しいということがあったのですが、それらの問題にも多少の軽減が図られるのではないかと期待しております。これが2点目のリモート環境

での支援ということです。

3点目ですけども、情報セキュリティの意識向上のために訓練を行うことというものも盛り込んでいます。

振興会における情報セキュリティの運用は、NISCのガイドラインに準じて整備しました日本芸術文化振興会情報セキュリティポリシーというものに則して運用しております。しかしながら、日々セキュリティ上の脅威というのは増しておりまして、何かインシデントが起こったときに、被害を最小限にとどめるということが肝要でございます。そこで、何かが起こったときに迅速に的確に行動できるように訓練を行わなければならないということがNISCからも推奨されておりまして、NISCの監査でも指摘をされているところでございます。

そこで、今回、この実施要項の中に訓練についての言及を加えまして、インシデント対応、振興会シーサートと呼んでおりますけれども、日々起こり得るインシデントに対して、何かあったときに各拠点ですぐ迅速に対応できるように体制を組んでいるのですが、そのシーサートに対してインシデント対応訓練を行うということを盛り込んでおります。その中、標的型メール攻撃という、世の中によく出回っている攻撃がありますけれども、メールを介した攻撃ですね、メールを介して悪意のあるプログラムを埋め込ませるような攻撃ですけども、それに対する訓練もこの支援業務に盛り込んでおります。この標的型メール攻撃の訓練については、この運用支援とは別に振興会では既にやっているんですけれども、包括的なインシデント対応というものも考えるべく、今回の実施要項においてはこの業務の中に入れたいと考えております。

4点目ですが、業務システムに関する運用支援の対応内容をより明確にすることを盛り込んでおります。

この支援業務の対象には、非常に多くの振興会に特有な業務システムが含まれております。実際の支援内容は、一次切り分けや別途契約を締結している保守業者への連絡等でありまして、システムのプログラムやデータの修正、システムの稼働環境における保守部位の交換等の業務は、この本運用管理要員が直接行うことはありません。先ほど一番初めの資料C-3のシステム保守業者の箱ですが、そのシステム保守業者が担当すべきことになっております。当然、総括運用管理支援業務の事業者はそれをサポートするという立場だったのですが、これまでの実施要項ではそのことはあんまり明確になっておりませんで、総括運用管理支援業務の業者が何でもかんでもやるというふうにも読み取れるのかなとい

う形になっておりました。

そこで、あくまでもサポート的なことをやるということを明確にするために、今回の実施要項では特殊性、例えば連絡業務であったり、何かの情報提供であったりということに限定していることを明確に記述しまして、特殊性をより配慮することで、ほかの業者が参入しやすくするというのを今回考えました。これが業務システムに関する対応の内容を明確にする。

最後、5点目ですけれども、契約期間を長期間にしております。今回の契約の開始時期は、別途調達をしまして、導入の作業を進めておりますネットワークシステムの更新時期に合わせております。これによりまして、現行の請負業者がその知見を有することで、今回の調達で著しく有利になることを抑止しております。また、契約の終了時期につきましても、このネットワークシステムの契約期間の終わりに合わせておりますので、次回の本支援業務の更新に向けた調達を行う際にも、今回決定する請負業者が著しく有利になるようなことは避けられるかなと考えております。そうすることによりまして、今後、同じ調達が行われる際にも継続的に競争性を確保することができるのではないかと考えております。これは契約期間も長期間にして、ネットワークシステムに合わせていく。

以上、5点が大きな変更項目ですけれども、ほか細かいところは振興会の運用環境の変化でありますとか、情報システムの整備に伴う変化に対応しまして、いろいろなところを変更しております。

また、契約状況の推移ですけれども、こちらは以前から今回までの契約状況の推移をまとめている資料ですが、今回の契約は第3期でございまして、現在のものとおおむね内容は変わっておりません。ただし、引継ぎの期間が短縮になっております。前回の調達の際は、期間を長く設定することで応札業者が増えるのではないかと期待していたのですけれども、なかなか効果が出ませんで、結果、一者のままでございましたので、それを今回、元に戻しております。これを元に戻したのはほかにも理由がありまして、ネットワークシステム等の保守作業を今まに行っているんですけれども、その作業の工程上、納品時期に限りなく近い時期にならないと実質的な引継ぎができませんので、そのことも加味しております。引継ぎ期間としては30日以上優に取れますので、十分ではないかと考えております。

以上、駆け足ですけれども、実施要項の変更点を中心に説明させていただきました。

○事務局 ありがとうございます。それでは、ただいま御説明いただきました本実施要

項（案）について、御質問、御意見のある委員の方、御発言をお願いいたします。

○小尾副主査 御説明ありがとうございます。新規のシステムの導入というのは、納品というか、実際に振興会に入って、今回、受注する事業者が設定が行えるようになるのは3月の頭ということなのでしょうか。

○平賀課長補佐 今まさに設計をやっているところなのですけれども、納品のタイミングはまず来年の3月31日です。それに向けて今、設計工程になっていまして、今度、実際の導入がありまして、テストがあって切替えという段取りを組むのですけれども、実際にそのテスト等が行われるのは1月から2月となっておりますので、その辺りになるとあらかじめ触ることができます。本番への切替えというのはまだ中途ですが、あらかじめ機能が触られるようになる予定ですので、その時期ということです。1月、2月辺りということです。一気に全てが変わるわけではございませんので、1日で変わるわけではないので、段階的にそれが入っていった、段階的に引継ぎというか、次のシステムが見えてくるのかなと考えております。

○小尾副主査 あと、59/86のところ、当初は1年前に受注する予定だったから入っているのかもしれないのですが、今回応札する事業者もここに書かれていることについて全てやることになるのですか。まずはシステムができていない部分の項目のようにも見えるのです。

○平賀課長補佐 これは令和4年3月までに入るシステムというよりも、将来というか、令和4年4月以降、この業務の契約から5年間の中で何かしらのシステムの更新や整備があったときに、何かしらの協力をしてくださいというふうになります。

○小尾副主査 将来ということになると、何をやるのか分からないと費用の見積りとか、人員の見積りが難しいような気もするので、ある程度分かっているのであればきちんと明示した形にしないと、何やらされるか分からないけどやってのような仕様だと厳しいような気もするのですけど、これはやりそうとかいうのははっきりするものはあるのでしょうか。

○平賀課長補佐 今後、システムの整備やテスト、実際の導入、設計を行うのはこの運用支援の業者ではなくて、実際、整備する業者関係ですので、それに対して何かしらの情報の提供であるとか、既存の環境の情報を提供するでありますとか、その程度のものかなと考えておりますので、そのレベルまでは書けるかなと思っております。

○小尾副主査 そうですね。業務量が分かるぐらいの情報を与えてあげないと。普通にこ

れだけ書かれると、何が起こるか分からないし、どのくらいこれに負担がかかるかというのは、新しく入るところは分からないと思うのです。今の事業者は分かっているのかもしれないですけど、新しくやるところはこれを見ると、何やらされるのかなと思ってしまうかもしれないので、ここで書くのか、それとも説明会などできちんと説明をするのか、うまく工夫してやっていただいたほうが良いかと思います。

○平賀課長補佐 分かりました。そうしましたら、こちらはもうちょっと内容を検討しまして、書き加えられるところは書き加えたいと思います。多少ぼんやりとせざるを得ないかもしれないのですけれども、書けるだけのところは。

○小尾副主査 お願いします。

○関野主査 今の小尾先生の質問と関連するのですが、今までの2期までは前回落札価格が低いので、興味がないという回答ではないですか。なので、もしかすると業務量を多く見積もったというか、振興会の皆さんと業者で意識が違うということはないですか。これは2社に対してヒアリングを行った結果、どこの経費が多かったというか、安かったというか、どちらかでしょうけれど、それはヒアリングに来てはいないのでしょうか。

○平賀課長補佐 どこの部分というのは内容ですか。

○関野主査 そうです。落札価格が低いというのは、自分が思っていたよりも低いということです。

○平賀課長補佐 そこまで細かくは聞いておりません。

○関野主査 では、別に小尾先生が言われたような、どこまで業務量として見込まなくてはいけないのかというところに意思疎通はないと考えられているということですか。

○平賀課長補佐 ただ、今回の調達におきましては、また調達の際に3業者に報告があったのですけれども、報告を上げましたら、参考見積り等を集めまして適正な予定価格を組みまして、これまでの費用があまりにも安過ぎたのですけれども、それをより適正な数字をつくって調達にかけたいと考えております。

○関野主査 ただ、落札率が結構低いですが、もっと下かと思っているということですか。

○平賀課長補佐 はい。

○関野主査 ありがとうございます。

○事務局 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

事務局から何か確認することがあればお願いします。

○事務局 今、小尾先生から業務量の記載についてご指摘がありましたので、振興会にお

かれましては、検討結果を事務局に回答いただければと思います。その結果を踏まえて、事務局から委員の先生方には御報告させていただきたいと思います。

○事務局 それでは、関野主査、取りまとめをお願いいたします。

○関野主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、小委員会の審議は終了したものとしまして、今後の実施要項（案）の取扱いや監理委員会の報告資料の作成につきましては私に一任していただきたいと思いますと思いますが、先生よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○関野主査 ありがとうございます。今後、実施要項の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせをして適宜意見交換をさせていただきますので、よろしくをお願いします。本日はありがとうございました。

○平賀課長補佐 ありがとうございました。

（独立行政法人日本芸術文化振興会退室）

（独立行政法人製品評価技術基盤機構入室）

○事務局 続きまして、「独立行政法人製品評価技術基盤機構共通基盤情報システム運用管理業務」の実施状況について、独立行政法人製品評価技術基盤機構企画管理部情報システム課、工藤課長より御説明お願いしたいと思います。

○工藤課長 製品評価技術基盤機構情報システム課の工藤でございます。今、御案内のありましたとおり、実施状況につきまして説明をさせていただきます。

事業概要につきましては、資料４の１ページ目を御覧ください。弊機構の共通基盤情報システムは、業務の基盤となる情報システムとして平成３０年度から公共サービス改革基本方針に従いまして、民間競争入札実施要項を実施しております。現在、第１期目でございます。

業務内容につきましては、資料Ｄ－２で説明いたします。本所、支所等、全国にある１１事業所をＷＡＮで接続しておりまして、本所にサーバーを設置、１１事業所において、利用者数約８００名の職員に端末を貸与しております。また、１００台の複合機を設置して、平成３１年４月から運用しております。

主な請負内容は、資料Ｄ－２の左下に記載しております。グループウェア、電子メールなどの業務サービスの提供、システムの監視、データのバックアップ、業務用サーバーの提供などのプライベートクラウドサービスの提供、無線ＬＡＮインターネット接続などのネットワークサービスの提供、マルウェア、不正アクセス、情報漏えいなどセキュリティ

一対策の提供、そしてインシデント管理などのシステム運用管理の保守となっております。

市場化テスト前のシステムからの主な変更点は、資料の右下に記載しております。市場化テスト後に新規の①から⑥の6つのシステムと、市場化テスト前は個別契約をしておりました⑦の1つのシステムを加えて、7つのシステムをプライベートクラウドで構築しております。

また、テレワーク環境及びリモート会議の環境を整備しております。こちらは東京オリンピック2020を踏まえて、職場のテレワーク環境の構築とリモート会議システムを業務用端末に導入したのですが、今般の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、緊急事態宣言下での7割の出勤回避にも貢献している状況です。

資料D-2の2ページ目を御覧ください。主な請負内容の範囲を図で示しております。先ほど説明いたしました請負内容をピンクの点線内に記載しております。こちらが業務範囲内となっていることを示しております。グレーの部分で示しております一般業務システム及び個別業務システムのアプリケーションの運用、そして原課が調達するサーバー、インターネット接続や11事業所間を接続する広域ネットワークにつきましては、本運用の業務の範囲外となっております。

資料4に戻っていただき、2ページ目を御覧ください。(2)の契約期間につきましては、構築の期間も含まれますので、平成30年5月16日から令和5年3月31日までとなっております。

受託事業者はNECネクサスソリューションズ。

本事業の実施状況評価期間は、契約開始から本年3月31日をその期間としております。

受託事業者決定の経緯につきましては、入札参加者は2者、提案書など民間競争入札実施要項に記載しました書類を審査した結果、2者共、評価結果の要求要件を満たしていることを確認しました。NECネクサスソリューションズの入札価格は予定価格の範囲内であり、総合評価落札方式の結果、NECネクサスソリューションズが落札者となり、暴力団に係る欠落事項に当たらないことを確認しましたので、契約を締結しております。

確保されるべきサービスの質の達成状況及び評価の説明に移ります。2ページ目から7ページに記載しております個別の評価事項、業務の内容、弊機構の共通基盤情報システムの稼働率、障害復旧時間など細かい評価結果は省かせていただきますが、民間競争入札実施要項に記載しました9つの評価事項の測定指標をいずれも達成しております。

8ページ目を御覧ください。実施経費の状況及び評価につきまして説明いたします。

実施経費は年額で約3億8,350万円です。

経費の削減効果は、市場化テスト前、平成25年7月から平成30年3月までの年額の実施経費との比較になりますが、市場化テスト前は約3億5,240万円で、約3,110万円増加しております。しかしながら、先ほど事業概要の主な変更で説明いたしました新規に構築するシステム及び個別に契約していたシステムの合わせて7つのシステムを追加し、プライベートクラウドで稼働したこと。また、東京オリンピック2020を踏まえて、職員のテレワーク環境構築及びリモート会議システムを業務用端末にしたことなどの機能追加を行っておりまして、その分の追加経費が約6,550万円となっております。機能追加の経費を考慮して評価した場合、市場化テスト実施前の経費に追加の経費を加え、市場化テスト実施後の経費を引いた額が削減額となりますので、削減額は約3,440万円となります。

続きまして、4つ目の民間事業者からの改善提案による改善実施事項等につきまして、御説明いたします。8ページ目、一番下の部分からになります。NECネクサスソリューションズからセキュリティーの強化とグループウェアを活用した情報共有の推進が改善提案としてなされました。セキュリティーの強化につきましては、政府関係機関から提供される脅威情報について原則即日対応とし、ログの確認及びブロックを実施しております。また、クライアント端末の紛失対策として、端末のハードディスクの暗号化だけではなく、端末紛失時に遠隔操作によるデータ消去を可能にしております。

グループウェアを活用した情報共有の推進につきましては、クラウド型のグループウェアの導入によって、電子メール、スケジュールの参照・共有、施設予約などが可能となり、複数のソフトウェアを立ち上げることなく業務遂行が可能となるため、職員の情報共有の推進、業務処理時間の短縮に貢献しています。

5番目、全体的な評価になります。9ページ目に記載しております。本事業は、市場化テストの対象事業として、平成30年度から令和4年度までを第1期として実施しているところですが、市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針の終了基準の条件を満たしているかにつきまして、9ページの表にまとめましたので御覧ください。

①の業務に係る法令違反行為等はなく、②につきましては幹事及び外部有識者による契約監視委員会のチェックを受けております。③の競争性の確保につきましては2者が応札、④の達成目標と⑤の経費の削減効果につきましては、さきに説明させていただいたとおりとなっており、全ての基準につきまして満たしていると弊機構で評価をしております。

最後に、今後の事業につきましては10ページ目に記載しております。全体的な評価のとおり、本事業につきましては終了基準の条件を満たしており、総合的に判断すると良好な実施結果が得られていることから、次期事業では市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針に基づきまして、終了プロセスへ移行した上で、弊機構自ら公共サービスの質の維持と経費削減を図っていくこととしたいと考えております。

○事務局 ありがとうございます。続きまして、当事業の評価（案）について、総務省より説明いたします。

資料D-1、事業評価（案）を御覧ください。事業の概要等については、先ほど実施機関から御説明がありましたので割愛いたします。

評価につきまして、終了プロセスを変更することが適当であると考えます。以下その理由を御説明いたします。

サービスの質につきまして、全ての点で適切に履行されています。また、受託事業者は、セキュリティの強化や情報共有を推進するという観点から、随時改善提案がなされているところです。実施経費につきましては、従来経費と単純に比較しますと約3,100万円増加しています。しかしながら、実施経費には従来経費に加えて7つのシステムを追加してプライベートクラウドで稼働したこと、職員のテレワーク環境、リモート会議を整備した経費約6,500万円が含まれています。すなわち実施経費に約6,500万円差し引くと、約3,400万円の経費が削減されています。

評価のまとめになりますが、質につきましては適切に履行されていると評価することができます。民間事業者の改善提案について、利便性の向上やセキュリティ対策など民間事業者のノウハウと創意工夫の発揮が業務の質の向上、事業目的や政策目標の達成に貢献したものと評価できます。経費につきましては、従来経費から追加業務分を控除して比較すると、10.8%の削減が認められ、一定の経費削減効果があったものと評価できると思います。競争性の確保につきましても、2者応札と複数応札となっております。

今後の方針につきましては、本事業は、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」Ⅱ.1.(1)の基準を満たしていることから、現在実施中の事業をもって市場化テストを終了することが適当であると考えます。

市場化テスト終了後の事業実施については、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」の対象から外れることとなるものの、これまでの官民競争入札等監理委員会における審議を通じて厳しくチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加

資格、入札手続及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、独立行政法人製品評価技術基盤機構が自ら公共サービスの質の維持の向上及びコストの削減を図っていくことを求めたいと思います。

それでは、ただいまの事業の実施状況及び評価（案）について、御質問、御意見のある委員の方、御発言をお願いいたします。

○関野主査 御説明ありがとうございました。また、非常に順調だということなのですが、資料D-3のところで参考にお聞きしたいのですが、説明参加者数がかかなり毎年多く、案内を出すときに何か工夫されているのですか。あまり説明会にも来ていただけないようなシステムが多いものですから、何かやっているのかというのが一つ。

あともう一つ、落札率が前回かなり低かったと思うのですが、これは何か原因があったのでしょうか。この2点お願いします。

○工藤課長 説明会参加につきましては、日頃から、情報システムですから営業活動もありますし、その場合にこちらからいついつに説明会ありますから、ぜひよろしかったら参加してくださいという形でお声がけをさせていただいております。

それから、落札率につきましては、こちらは財務・会計課の熊谷さんから御説明お願いしてよろしいでしょうか。

○熊谷専門官 前回の落札率がかなり低かったというのは、正確なところは私どももつかんではないのですが、複数の事業者の競争の中で落札された事業者が会社の方針というか、考え方もありまして、かなり安い金額を入れてきたのではないかというふうに考えております。

○関野主査 ということは、この事業者の入札した額が低かったということですか。

○熊谷専門官 そうです。

○関野主査 ありがとうございます。

○事務局 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

事務局からですが、特段の御指摘はなかったものと認識しております。

それでは、関野主査、取りまとめをお願いいたします。

○関野主査 それでは、本日の審議を踏まえまして、事業を終了する方向で監理委員会に報告するようお願いしたいと思います。本日はありがとうございました。

○熊谷専門官 こちらこそありがとうございました。

（独立行政法人製品評価技術基盤機構退室）

— 了 —